

平成 21 年6月8日

ZAPPALLAS

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ザ ッ パ ラ ス
(コード番号 3770 東証第一部)
本社所在地 東京都渋谷区恵比寿一丁目 19 番 19 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 杉 山 全 功
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 山 崎 浩 史
T E L 03-5475-7133(代表)
U R L <http://www.zappallas.com/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年6月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年7月 30 日開催予定の第 10 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 将来における事業規模の拡大等に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第6条(発行可能株式総数)に定める当社の発行可能株式総数を 190,000 株から 500,000 株に増加させるものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年1月5日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されたことに伴い、以下の事項その他の所要の変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社は株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第8条、第9条第3項)
ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
 - ② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第9条第3項)
 - ③ その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、下記のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>190,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>500,000株</u> とする。

<p>(株券の発行) 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取得規程) 第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第11条～第46条(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取得規程) 第9条 当社の株主権行使その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第10条～第45条(現行どおり)</p> <p>附則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成21年7月30日(予定)
平成21年7月30日(予定)

以上